

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年九月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年六月七日奈良県指令建第一一〇一七七一号

令和五年八月三日奈良県指令建第一一〇一七七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九月二十日建第一〇一九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町六丁目三四七番一、三四七番三、三四七番四、三五五番及び三五六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町六丁目一九番一七号

奈良スバル自動車株式会社 代表取締役社長 高木信一

一 許可番号

令和五年七月十四日奈良県指令建第一一二一三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九月二十日建第一〇一九四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月二十日建第五八四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一八七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室一八七番一の一部

一 許可番号

令和三年七月三十日奈良県指令建第一〇八―二五号

令和四年二月二十五日奈良県指令建第一〇八―二五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九月二十二日建第一〇一九五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月二十二日建第五八四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市八条町三五六番一、三五六番六、三五六番七、三五六番八、三六二番一、

三六三番一、三六四番一、三六五番一、三六六番一、三六七番一、三六八番一、三六

九番一、三七〇番一、七七七番及び七七八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市杏町二一六番地一

株式会社フローリアム 代表取締役 鴻池総一郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市八条町三五六番六、三五六番七及び三五六番八